

(お知らせ) 新型コロナウイルス感染症に関する (一財) 気象業務 支援センターの対応状況について (その8)

2021 年1月7日

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、そのご家族様に心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、罹患された皆さま、および関係者の皆様にお見舞い申し上げます。

当センターでは、新型コロナウイルス感染症の状況とともに、国・地方自治体等の方針を受けて対策を実施して参りました。今般、首都圏の1都3県を対象に8日から2月7日までの期間、「緊急事態宣言」が発令されたことから、同宣言による「基本的対処方針」も踏まえつつ、引き続きこれまでの経験も活かし感染対策を徹底しつつ、以下のとおり業務を継続するための体制を整えて行きますので、ご案内申し上げます。

(基本的な対応の考え方)

当センターでは、気象業務法による指定・登録業務であります

- 「民間気象業務支援センター」として気象情報を予報業務許可事業者や報道機関等に提供する「情報提供業務」、
- 指定試験機関としての「気象予報士試験」の実施、
- 登録検定機関としての「測器検定」の実施

などを最重要な業務とし確実に事業継続し、利用者・受験者等の皆様への影響をできる限り抑えつつ、時差通勤や勤務時間の短縮、在宅勤務とともに、書面やオンライン会議システムの活用などを推進します。

気象情報の利用者等の皆様には、引き続き、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

(窓口等における対応)

当センターの窓口や職場での対応は、感染防止のため、引き続き原則的に控えさせて頂きたく、関係の皆様にはご理解頂きたいと思います。さらに、時差通勤や勤務時間の短縮、在宅勤務等のため、平日の通常の業務時間にお電話いただいてもつながらない場合がありますので、メールまたはFAXにてご連絡をいただけますようお願い申し上げます。

1. 民間気象業務支援センターとしての主な業務での対応

- (1) 情報提供業務のうち、気象庁が作成した各種気象情報のオンライン・リアルタイムでの配信業務につきましては、国民の生命・安全に密接にかかわり、安定・確実な運用のため、24 時間体制を整えて行きます。配信事業部・システムの気象庁新庁舎（虎ノ門）への移転作業も、利用者等にご協力を頂き、ほぼ作業が終了しております。一部調整作業も残されており、利用者の皆様にはご迷惑をおかけする場合がありますが、可能な限り通常通り対応させていただきます。詳細につきましては、適宜、配信サービスの利用者にお知らせします。
- (2) 情報提供業務のうち、HDDやDVD 等により気象情報の過去データをオフラインで提供している業務につきましては、引き続きFAX またはe-Mail での注文をご利用頂くようお願いいたします。ご注文につきましては配送の遅れを最小限とするよう努めますのでご理解をお願いします。
- (3) 「実践予報技術講習会」等の各種講習会につきましては、オンライン会議システムにより実施してきており、本年1月～3月に実施予定の講習会につきましても参加者を募集中です。オンラインのメリットを活かして、全国から気象予報士等の専門家の皆様にご参加頂きたいと思います。
(<http://www.jmbc.or.jp/jp/seminar/seminar.html>) 。
- (4) 各種刊行物の頒布や気象庁マスコットキャラクター「はれるん」グッズの販売につきましても、(2) オフライン業務と同様な対応を行いますので、ご理解をお願いします。

2. 指定試験機関（気象予報士試験）

2020年度第1回の気象予報士試験につきましては、新型コロナウイルスへの感染対策を講じたうえで、8月23日(日)に実施しました。全国の受験者の皆様のご協力も頂き、無事実施できましたことに感謝申し上げます。

次回は、2021年1月31日(日)の実施を予定しています。首都圏においては1月7日発表の「緊急事態宣言」の発令期間に当たりますが同宣言の「基本的対処方針」も踏まえつつ、前回試験での感染大防止対策の経験を十分に活かし試験場はもとより、受験者の皆様にもご理解・ご協力を頂きつつ、徹底した対策のもと実施に向けて準備を進めて参ります。

中止等も含め日程等に変更が生ずる場合には当センターホームページや報道発表等、速やかにお知らせします。(<http://www.jmbc.or.jp/jp/examination/examination-1.html>)

なお、今回の試験につきましても、当センターの窓口での資料の配布や受付は控えさせて頂いており、受験者皆様のご協力に感謝致します。

3. 登録検定機関（測器検定）

気象庁測器検定試験センター（つくば市）内で実施しています気象測器の検定業務につきましては、時差通勤など、感染対策を講じたうえで計画的に実施してきています。気象測器関連事業者の皆様には、引き続き、測器検定の申請についてご配慮を頂きたいと考えています。本件については、別途各事業者にお知らせさせていただきます。

4. 調査・国際協力等の業務

- (1) 国際協力・調査関連業務につきましては、書面・オンライン会議システムの利用などとともに、海外派遣や国内出張につきましては（独）国際協力機構（JICA）等の関係機関の方針・指導も頂きつつ対応して参ります。
- (2) 気象研究推進業務につきましては、気象庁気象研究所（つくば市）と連携しつつ、フレックス・タイム、オンライン会議システムの利用等、対応して参ります。
- (3) 「気象振興協議会」や「緊急地震速報利用者協議会」などの民間事業者の任意団体の事務局業務につきましては、引き続き、書面やオンライン会議システムの活用を進めて参ります。

標記体制につきましては、国・地方自治体等による新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況も踏まえつつ必要に応じて見直し当センターのホームページ等を通してお知らせします。

（参考）

前回、2020年9月1日付のお知らせ「新型コロナウイルス感染症に関する（一財）気象業務支援センターの対応状況について（その7）」につきましては、以下に掲載されています。

http://www.jmbc.or.jp/jp/oshirase/20200901-1_oshirase.pdf

以上